

第7回定例会（会議録）

開催日	令和4年7月15日（金）
開催場所	あま市役所本庁舎 2階 第4会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時56分
出席委員	溝口正己、堀江徹二郎、小笠原英司、吉川孝子
欠席委員	笹野奈津子
出席者	教育長始め事務局職員9名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 新任教育委員のあいさつ</p> <p>日程第3 前回会議録の承認</p> <p>日程第4 教育長の経過報告</p> <p>日程第5</p> <p>議案第28号 後援申請について</p> <p>議案第29号 令和3年度教育委員会の点検・評価報告書（案） について（非公開）</p> <p>議案第30号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>議案第31号 特別支援教育就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>日程第6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あま市学校給食センター運営検証委員会（給食センター調理・配送業務） について ・令和4年6月議会一般質問について ・通級児童生徒の入退級願について（非公開） ・適応指導教室の入室について（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・生徒指導（令和4年度6月）について（非公開） ・公文書公開請求について（非公開）

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、新任教育委員のあいさつ
委 員	(吉川委員あいさつ)
教 育 長	日程3、前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程4、教育長の経過を報告する。
	(令和4年6月23日～令和4年7月15日の経過を報告)
	市教育委員会関係 4回
	教育長用務 3回
	学校教育課事業 7回
	生涯学習課事業 2回
	スポーツ課事業 0回
	学校給食センター課事業 1回
	市行事 6回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	学校関係者会議でも話がありましたが、今はいわゆる昔ながらの非行、不良少年はほとんどおらず、心の不調により不登校となる児童生徒が多いという説明を受けました。そうした時に、現在の学校関係者会議のメンバーである少年補導員や保護司は、過去の問題の捉え方に対応するメンバーであるように思えます。そういう方々と情報交換や意見交換をすることは意義のある事かもしれないが、メンバーの見直しや、会のあり方を変えても良いのではないかと。
	例えば、具体的にこういったことで学校が困っているので、このように協力をお願いしたいというような形でなければ、少年補導員や保護司は学校にどのように協力したら良いのか分からないと思われる。特に保護司は、逮捕され、釈放されてから更生するための支援をすることが役割なので、現状で児童生徒に対しては、出来ることはほとんどないのではないかと。
教 育 長	昔はともかく、最近は保護司のお世話になる児童生徒はほとんどいないことは事実であろうと思う。目的やメンバーを含めて今後の方向性について、保護司の代表の方などと協議しながら考えるのは必要かもしれない。
委 員	実際、学校がどのようなことを行っているのかを知らない方々も多いのではないかと。協力を得るに当たり、学校や先生方の取組について少年補導員や保護司に理解してもらうことには意味があると思う。
教 育 長	学校関係者会議が出来た当時は、まだ学校に非行少年が多くいて、いろいろな大人の方に見守っていただくよう会議が始められたと記憶している。時代に合わせて中身を変えていく必要はあると思います。
委 員	このことに限らず、今までやってきたからということではなく、本当に

	必要かどうか検証しながら、必要ないものについては廃止することも検討すべきであると思う。
	事務局の多忙化解消も含めて、会議の回数を減らしたり、事業内容を見直したりも検証すべきであろう。
教 育 長	コロナ禍により、開催中止や書面開催となった会議もあり、そのまま問題なく推移しているものの中にはあると思われる。中止や書面で済んだ会議についても参考として、見直しを図れると良いと思われる。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程5、議案 1件公開 3件非公開
教 育 長	日程5、議案第28号「後援申請について」4件(審議2件)
学 校 教 育 課 長	「小学生向けプログラミング体験会」(株式会社ブリッジエンジニア)
	事業の目的は、未来のエンジニア育成のために、プログラミングの楽しさをプロのエンジニアが小学生に伝えることです。
	事業内容は、ノートパソコンとマイクロビットを用意して、音を鳴らす、LEDを光らせる、モーターを動かすことが簡単に楽しくプログラミングできることを体験することです。
	開催期日は令和4年7月30日～令和4年7月31日(2日間)です。
	場所は七宝産業会館です。
	(以下概略を説明)
	この団体は、過去に名古屋市、豊明市、知立市、刈谷市でプログラミング教室を展開しています。この度、海部津島地区で初めて教室を開催することです。海部津島地方にも活動の場を広げていきたいと考え、そのきっかけとして児童数の多いあま市で開催することとしたこととします。
	参加者人数欄は、100人とありますが、1日3回×10名×2日間の合計60人の誤りであるとのことですので、訂正をお願いします。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	参加人数について、10名とは保護者と児童5組ということなのだろうか。過去のチラシを見ると、親子2人1組とある。
学 校 教 育 課 長	児童10名と聞いています。過去に行った催しは、親子2人1組であるが、今回は小学生向けで児童の人数と聞いています。
委 員	既に開催している自治体では教育委員会の後援は出ているのですか。
学 校 教 育 課 長	後援していると聞いています。
委 員	後援名義の必要な理由及び使用目的が各小学校へのチラシ配布のためということが気になる。
	今までも議論されてきたことでもある。
	あま市教育委員会の後援がついたチラシがあま市の小学校に配られたときに、学校としては配らざるをえないのではないか。
	そもそも、あま市では学校での児童生徒や保護者へのチラシ配布をやめてはどうかと考えている。学校へのチラシ配布をやめると決めた上で、後援申請を受け付ける際に、あま市では学校でのチラシ配布を行っていないが、それでもいいですかと説明した上で後援名義の申請の受付を行ってはどうか。仮に後援名義の許可が出たとしても、チラシ配布は行わないと明確化してはどうかと思う。
	教職員の働き方改革を進めてきているなかで、出来るだけいろいろな業

	務を減らすことを考えた時、チラシ配布は無くしていいのではないか。
	もちろん、今回の申請に係る事業の内容については問題ないと考えているが、この会社のものだけではなく、今後すべてのチラシ配布をやめることは考えられないか。
	先回も言いましたが、私が一番いいと思うのは、後援申請そのものをやめてはどうかというものです。しかし、すぐに全ての後援申請をやめてしまうのではなく、まずは学校へのチラシ配布をやめて、その上で後援申請をするのであれば、審議する形に段階的に進めてはどうかと考えます。
委員	私もどちらかと言えば、同じ考えである。
	今回は文部科学省の掲げるプログラミング教育の普及のためと各小学校へチラシの配布のためと2つ書かれているが、今までだと、チラシ配布の事しか書かれていない申請も多くあったと記憶する。
	チラシ配布のみが目的なのであれば、後援する必要はないと考える。
教育長	チラシ配布のみが理由であれば、後援名義のちゃんとした理由とは言えないのではないか。
委員	チラシ配布のみを理由とした後援名義の申請も許可していくのであれば、そもそも、この必要な理由及び使用目的欄は必要ないのではないか。
教育長	事業目的と事業内容がしっかりとしたものであれば、チラシ配布しか書かれていない後援名義の必要な理由及び使用目的は必要ないと言えるので、様式からこの欄を削除しても良いのかもしれない。
委員	主催が株式会社なので、営利を目的とする団体であるから、最終的な目標としては有料教室を知ってもらふ又は勧誘が目的としてあるのではないか。逆にそうでなければ、株式会社が無料でやる理由がないと思われるが。
学校教育課長	その部分については、確実性は分かりませんが聞き取りをしています。今回は無料でも、その後に繋がる有料の教室等への案内はありますかと聞くと、今回は有料の教室とは関係なく、純粹にプログラミングをいろんな人に体験してもらいたいと考えて開催していると回答を得ました。
委員	宣伝広告の意図はあるのではないか。例えば、おおっぴらにやるのではなくても、パンフレットと一緒にに入れて、資料ですと言って渡せば、一定の宣伝広告効果はあるだろうし、中には有料教室に興味を持つ保護者も出てくると思われる。
教育長	後援名義申請の条件の中に、後援名義の許可を受けても小中学校へのチラシ配布は行いませんという一文をいれて許可をすることを考えてはどうか。催しの周知の方法は、学校での配布を行わなくても、新聞の折り込み広告として入れたり、ウェブサイトを通じて周知したりなど、いろいろあって、それは主催者が考えることと言える。教育委員会としては、学校を通じたチラシの配布を行わないとしても良いと考える。
委員	以前も、コンピュータ関係でロボットを作る催しの後援申請があつて、当該催し自体は無料であるけれど、その後に有料の何かに繋がる導入となるおそれはないかという議論があつた。
	株式会社が開催する場合、当該催し自体は無料であっても、何らかの次につながる介入もあるのではないか。
教育長	株式会社のような民間企業からの申請は、最初は無料であっても、最終的には営利を目的とするものと判断されることから、最初からお断りする

	ことを伝えて良いと思う。チラシの配布についても、新聞広告やウェブサイト等の別な方法もあることから、チラシを配布しないこととして良いのではないか。
委員	他市も含めてみると、後援申請は、内容さえ問題なさそうであれば、ほとんど無審査でどんどん後援するものか、あま市のように一件ずつ内容を見て審査をするのかのいずれかと思う。
	今回のケースでは、株式会社が主催しているということが後援の趣旨に合うのかが疑問である。また、目的として学校でチラシを配りたいというだけであれば、後援の必要はないと考える。
	あま市として、原則としてチラシを学校に配らないということとしてもよいのかと思う。
委員	あま市では、そもそもの段階として、後援そのものの必要があるのかと議論しているが、他の教育委員会では目的が外れていなければ、後援するスタンスでいるのだろうと想像する。
	目的だけ見れば、悪いことはない。しかし、あえてあま市教育委員会の後援をもらわなくたって、しっかりとした目的があるのだから、そのように事業を開催して頂ければいいのだと思う。
委員	教育委員会の後援がついたもので、業者が学校にチラシを持ってきた時に現場としてはどうなのでしょう。対応せざるを得ないのだと思うのですが。
教育次長	チラシを業者さんが持ってくることもあれば、市教委との交換箱から来ることもあります。チラシを配ることになった場合、必ず先生方の手を煩わせることとなりますが、特に学校分が一つにまとめられていた場合には、クラスごとに仕分ける作業も発生します。
	教育委員会を経由せず、学校に直接問い合わせをする方もいらっしゃるので、その場合に学校は教育委員会にお話してくださいと案内することもあります。
	民間のチラシは配布しないと決定して頂ければ、学校としては有難いと思います。
委員	チラシを頂く保護者の側からすると、学校を通じてチラシが配られた場合、何か学校と関連のあるものなのかなと考えると思います。学校がお勧めしているのかなと感じると思います。配布に当たっては、そのあたりを考慮に入れていただいて決めた方が良く考えます。
委員	もちろん、催しをやるなど言っているわけではないことははっきりさせておきたい。
教育長	その通りである。趣旨として悪いわけではない。ただ、後援名義を許可したとしてもチラシ配布等の便宜は図らないというだけである。
委員	教育委員会が後援しているということの保護者に与える影響や信用を考えると、本来は今行っている審査でも不足していて、もっとしっかりとした審査を行ったうえで許可を与えるべきであろうと思う。保護者にとってみれば、学校から配られたチラシで、教育委員会の後援と書かれていた場合、学校や教育委員会がお勧めして信頼できるものであるという印象を与えることが予想される。
	そして、その催しで何らかのトラブルがあった場合、保護者としては教育委員会に責任を追及するという考えが出てくる可能性がある。

委員	後援では、当該催しで何かあったとしても責任は問われないと理解している。直接的な事故等の責任を追及されることは後援しているだけではないが、なぜこの事業を後援したのかという追及は、される可能性はある。
教育長	主催は問題が発生した場合には、当然責任を問われるが、後援では責任は発生しないものと理解している。
委員	株式会社を始めとする営利を追求する民間企業が行う催し等は、あえて教育委員会が後援する必要性はないと思う。各々の目的に合わせて、ぜひ各催しを各々で行っていただければ良い。
教育長	教育委員会の後援を得て、周知することがきっかけづくりになるという考え方もあるかもしれないが、あま市においては株式会社等の民間営利団体が行う催しについては、それぞれで行っていただいて、教育委員会は関与しないと。
委員	今までも株式会社など、営利に繋がる可能性のある催しは許可してこなかったはずである。
委員	受付の段階で、株式会社の開催する催し等については許可が出ないと伝えていただければ良い。
教育長	文化協会のメンバーなど、営利を目的とする団体とは異なる団体から後援名義の申請があった場合は、従前のおりでよいと考える。
委員	この先の議題のものだが、株式会社がスポンサーとなって大会実行委員会を組織し、その委員会が開催するものと、株式会社が直接開催するものでは違ってくると思われる。
教育部長	過去にあった事例から予想されることとして、ヒッポファミリークラブの行う英会話は良くてECCジュニアが行う英会話教室はダメだというような、いろいろな事例が出てくることは予想されます。
委員	最後は、教育委員会の場で個別に判断することとなろうと思いますが、教育委員会が特に後援することが適当でないと思えたものを除外する規程もありますし、その逆もありうる。
教育長	今後の株式会社等の民間企業からの後援名義申請について、お諮りする。
委員全員	(協議)
教育長	今後は、株式会社等の営利を目的とする団体である民間企業からの後援名義申請については、却下するものと明確化する。このことは申請時点で申請者にお伝えするものとする。
	根拠は、あま市教育委員会の後援に関する要綱第3条第1項第1号である。営利を主たる目的と認められるもの又は営利を主たる目的とする団体等の宣伝等に繋がると認められるものについては、使用許可を除く場合として規定していることによる。
教育長	もともと、営利団体の後援名義申請は許可しないこととしているので、それにつながる場合についても許可しないと今回明確化したもの。
委員	申請窓口でお断りするにしても、趣旨を理解いただけるよう上手に説明をしてお断りするよう事務局にはお願いします。
委員	民間企業の後援名義を許可しないこととなり、チラシ配布はお受けしないと教育委員会でお断りすると、チラシ配布の依頼は全て学校に直接来ることになるのかもしれない。そうすると、学校の仕事がさらに増えてしまうことにつながるのではないか。

教 育 次 長	そのような場合は、学校から学校教育課に、このような問い合わせがありました。教育委員会はご存じですかと連絡がくると思われる。
	現在でも、民間企業が飛び込みで学校に来て、学校から学校教育課に連絡がきて初めて知り、対応することはある。
委 員 員	問題なければ、民間のチラシについては学校での配布をしないこととしてよいと考える。
委 員 員	その方向で良いのではないか。
教 育 次 長	学校でのチラシ配布について、民間企業は全て行わないとすると、例えば教科書会社が行う教科書の内容に係る研修会などのチラシも配らないこととするものなのか。
教 育 長	今回の議論は、あくまでも学校が児童生徒又は保護者に配布するチラシについてであり、教職員を対象としたものは別である。
教 育 次 長	学校には、名古屋市科学館の企画展のチラシが来たり、名古屋港水族館や動物園のチラシが来たりもします。
委 員 員	それは、どちらかと言えば行政のものではないか。
教 育 長	半官半民のものもあると思われる。
教 育 次 長	学校として、協力をしようと思うものもあれば、保護者に配れば、保護者が喜ぶだろうな、行きたいと思う人にとってはいいチラシだなというものもある。逆に、誰が興味を持つのだろうかというようなチラシであった場合には、無駄だなと思うようなものもある。
委 員 員	学校を通じてのチラシ配布をしなかったとしても、民間の株式会社が同様の催しをいたるところで行っている。学校がやってもらいたいと思えば、学校自身が探して学校でやって下さいと依頼すれば見つかるのではないか。
生涯学習課長	劇団四季やサーカスや民間の美術館等のチラシはどうか。名古屋市科学館など公的な施設は良いが、民営の施設や団体はダメとするのか。
教 育 長	児童生徒や保護者に配布する以外にも、学校のどこかにチラシを置いて希望者が手に取るという選択肢もある。
教 育 部 長	先ほどから議論いただいている学校を通じてのチラシの配布についてですが、2年ほど前に市役所、教育委員会の各課に学校を通じてのチラシ配布について依頼があった場合、各課で決裁をとって審査を行ったうえで、教育長専決処分として学校へ配布依頼を行うことができると、教育委員会で議論いただいて決めている経緯があります。
	現在のチラシ配布のルールでは、直接学校へ依頼されたチラシは、校長の判断で配布するか否かを決定し、市役所や教育委員会に依頼されたチラシは、市教育委員会の後援を受けた事業に関するチラシの場合は、学校へ直接送ることとして校長の判断で配布するか否かを決定し、市教育委員会の後援を受けていないチラシについては、担当課で教育的観点、生涯学習課スポーツ課所管団体であるか否か、営利・宗教・政治目的でないこと等の審査検討をし、決裁に付したうえで、配布することとした場合は当該チラシを学校へ送付して校長の判断で配布するか否かを決定し、担当課で配布しないこととしたものについては、配布できないこととするものです。
	現在の議論から、後援名義許可について民間企業であれば、そもそも許可をしないということになりますと、チラシ配布のルールの方は生きたま

	<p>まですので、併せて民間企業からのチラシ配布依頼について定めなおす必要があります。各課から決裁があがってくるものもありますので、こちらでも整理しなおす必要があります。</p>
委員	<p>たしかに以前、チラシについてどのくらいの量があって、どんなものがあるのか全部照会していただいて議論した。</p>
委員	<p>今日この場で決めるわけではないが、チラシ配布については、民間企業から依頼が来た場合、どのような企業であっても認めないという方向でブロックをかけてしまって、公の機関、教育委員会や学校からのお知らせのみ学校では配布するという方向で良いのではないか。</p>
教育長	<p>そのように決定すれば、最初から審査することもなく決められる。</p>
委員	<p>学校も、直接民間企業が来たとしても、受け付けませんよと答えることができるのではないか。</p>
教育部長	<p>以前作成した、学校を通じてチラシを配布する基準については、来年度当初からの施行を目標に、年度いっぱいを目途に改定をします。ただ、一つ懸念することとして、各学校間で温度差が出て、受け取る学校と受け取らない学校とが出てくる可能性があります。</p>
教育長	<p>学校に直接チラシ配布を依頼することは、あま市ではできませんとすることとし、チラシ配布については、株式会社等の営利団体から依頼があった場合は行わないものとし、行政関係の公のもののみとする方向で、来年度から施行するかたちで後日の教育委員会にお諮りするものとする。</p>
教育長	<p>他にご質問はありますか。</p>
委員全員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>認否はいかがか。</p>
委員全員	<p>(協議)</p>
教育長	<p>否認としてよろしいか。</p>
委員全員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>否認とする。</p>
生涯学習課長	<p>「わくわくあま創部10周年フェスタ」(わくわくあま)</p> <p>事業の目的は、2022年から高校の金融教育が始まる一方でお金の勉強をしなかった子育て世代にお金の情報を提供することです。</p> <p>事業内容は、わくわくあまのわくわく英会話、美和水彩画、あま紙飛行機、たび遊歴の4クラブ相互の交流、発展です。</p> <p>開催期日は令和4年10月1日～令和4年10月2日(2日間)です。</p> <p>場所は美和文化会館アートスペースです。</p> <p>あま市教育委員会の後援に関する要綱第4条第2項の規定により専決処分としましたので、報告します。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教育長	<p>(質疑等を許可)</p>
委員全員	<p>(質疑なし)</p>
スポーツ課長	<p>「第7回YOSHIDAカップ(U12)ジュニアサッカー大会」(ヨシダドリームプロジェクト(吉田建設株式会社内、大会実行委員会))</p> <p>事業の目的は、地元企業として、津島市及びあま市内の小中学校サッカーチームに県内外のチームと試合をすることにより、将来のプロサッカー選手を目指すことに夢や希望をもってもらうことです。</p> <p>事業内容は、大会初日は予選としてリーグ戦、2日目はリーグ順位別ト</p>

	ーナメント戦による少年サッカー大会（8人制）です。
	開催期日は令和4年8月20日～令和4年8月21日（2日間）です。
	場所は津島市東公園グラウンド、蜂須賀グラウンドです。
	これまでは、津島市及び津島市教育委員会からの後援許可を得ていまし
	たが、今年度については、これに加えてあま市から既に後援許可を得てい
	るものです。
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
教 育 長	大会実行委員会を設けて、営利団体とは別としている。
委 員 員	あま市サッカー協会、あま市少年サッカー連盟も共催となっている。
ス ポ ー ツ 課 長	主催はあくまで大会実行委員会で、会社も本行事とは全く関係ない業種
	であり、社会貢献活動の一環としてバックアップしていると聞いていま
	す。
委 員 員	今までは蜂須賀グラウンドは使っていなかったのか。
ス ポ ー ツ 課 長	使っておりました。
委 員 員	蜂須賀グラウンドを使っていたが、後援申請はしていなかったということ
	か。
ス ポ ー ツ 課 長	今までは津島市長のみが開会のあいさつを行っていたが、今回からあま
	市長も開会のあいさつを行うこととなったとのことで、それに合わせて、
	あま市及びあま市教育委員会からも後援名義の許可を得たいと申請があっ
	たものです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	（協議）
教 育 長	承認としてよろしいか。
委 員 全 員	（異議なし）
教 育 長	承認とする。
ス ポ ー ツ 課 長	「第20回愛知県スポーツ少年団バレーボール交流大会西尾張地区大
	会」（七宝ミラクルバレーボールスポーツ少年団 主催：公益財団法人愛
	知県スポーツ協会（愛知県スポーツ少年団）
	事業の目的は、団員にスポーツの喜びを経験する機会とより伸びるため
	の研修の場を通じて団相互の交流を深め仲間意識と連帯感を高めることに
	よりスポーツ少年団活動を一層豊かなものとし地域における団活動の活性
	化です。
	事業内容は、男女共に1日目リーグ戦、2日目トーナメント戦です。
	開催期日は令和4年8月27日～令和4年8月28日（2日間）です。
	場所はあま市甚目寺総合体育館です。
	なお、この大会は、バレーボールの協会の中で持ち回りで主催している
	ものと聞いております。
	前回、平成28年度に後援申請がされ、許可をした履歴があります。
	あま市教育委員会の後援に関する要綱第4条第2項の規定により専決処
	分としましたので、報告します。
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）

委員全員	(質疑なし)
教育長	日程6、その他報告事項
教育長	①「あま市学校給食センター運営検証委員会（給食センター調理・配送業務）について」
学校給食センター課長	現在、給食センターの調理業務及び配送業務を民間会社に委託しています。令和6年8月末で現在の委託業者との契約が期限を迎えます。運営検証委員会の役割は次の契約に向けての検証作業となります。
	当初の契約前に直営とするか民間委託とするか議論し、民間委託を選択して、現在の業者と契約を締結しました。実際に民間委託をしてみて、当初想定したようなメリットは出ているのか、民間でよかったのかを検証する委員会です。
	6月16日に第1回を開催し、あま市学校給食センター調理・配送等業務検証要領を作成しました。
	また、7月14日に第2回を開催し、実際に調理場に入って、委員のみなさんに現場を見て頂いて、意見を聴取しました。現在は、その意見を取りまとめている途中です。
	民間委託を前提するのではなく、果たして民間委託のままで良いのかを第3回、第4回で意見聴取する予定です。
	(以下概略を説明)
教育長	(質疑等を許可)
委員	他市の事例で、民間委託から直営に戻した自治体はありますか。
学校給食センター課長	ありません。
委員	近隣でまだ直営でやっている市は。
学校給食センター課長	北名古屋市と清須市がまだ直営で行っています。
教育長	その両市も民間委託に切り替える方向で検討しているとも聞きます。
委員	直営では、人が確保できないのではないかと。
学校給食センター課長	確かに、民間の方が人を確保する能力は優れているといえます。
	また、調理員等の研修などは、専門スタッフもいて、しっかりと行っていますが、直営ではなかなか手が回らないところです。
教育長	民間委託でよかったのかという検証を行って、引き続き民間委託をするか否かを検証するものです。とは言え、あま市は合併以前から民間委託をしている自治体と直営の自治体の合併でしたので、もともとの部分で民間委託を行っていました。
	民間ありきではなく、検証をして判断するというもの。
委員	検証範囲の部分で、回収作業についても委託範囲ではないのか。
学校給食センター課長	回収作業については委託範囲ではあるが、各学校で行われているもので、委員の方々に現場で見ていただくことは困難であるので、職員や栄養士が現場を見て、その報告書等の書面での報告によることとしています。
	また、委託業者から毎月報告書が出てきますので、そちらも報告する予定です。
教育長	現場で実際に見て検証していただくことを原則とさせていただいています。
委員	実際、滞りなく給食は提供されている。給食で問題となるのは、器具のかけらだとかの異物混入である。器具点検の部分は、検証確認の項目及び方法における検証の視点と方法表ア衛生管理(ウ)施設設備等の衛生管理

	が適切であるか（施設設備や機械器具等の清掃・消毒等が適切になされているか）。の清掃・消毒等に含まれると理解して良いか。
	チェックシートのア衛生管理（ウ）施設設備等の衛生管理13機械・器具の使用前後の記録が行われているか。にもあるので、そのように理解した。
	器具が古くなってきて、劣化して、破片等が混入しないかを危惧している。
学校給食センター課長	ご指摘の通り。異物混入は特に気を付けているところです。
	なお、学校から何か入っていたと報告が来た事例もありますが、調べてみたところコゲであったりということはありません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	②「令和4年6月議会一般質問について」
教 育 部 長	6月議会の一般質問とその答弁を報告します。
	森耕治議員から教育現場での足育について質問を受けました。
	「以前に足育を提案したが、現在までの実績や当時の答弁に対する進捗状況や、今後の考え方は。」という質問を受けました。
	この質問に対し、「足に合った靴を選んでくださいという周知につきましては、入学説明会や日々の児童・生徒の観察から気づいた時点で随時声掛けや説明を行っております。しかしながら、足に合ったという表現にとどまっております、具体的に足長や足幅を合わせることも重要ですといった啓発は不十分であったと思います。中学校のスリッパをシューズにすべきではないかという点につきましては、議員ご提案のとおり災害時の安全面を考慮するとスリッパよりシューズの方が安全性は高いと考えられます。今後、スリッパをシューズに変更するという点につきましては、足育の重要性や災害時の安全面、スリッパとシューズ双方のメリット・デメリット、保護者や販売店への周知などについて、学校と意見交換するとともに、発育・発達の専門家である養護教諭の意見も聞きながら総合的に判断してまいりたいと考えております。」と教育部長が答弁しました。
	続いて「以前の質問で、当局からは「専門家の意見を聞きながら」とか「販売ルートの確認」といった答弁をいただいておりますが、その後の具体的な進捗を確認したいのですが。」という質問を受けました。
	この質問に対し、「議員ご指摘のとおり、その後足育の専門家を探すべく知見者をあたりましたが、なかなか見つからないというのが現状であります。学校で過ごす時間が長いため、日常生活の中で靴が及ぼす影響は少なからずあるかと思っております。成長が著しい児童生徒の足元について、学用品を扱う業者にヒアリングしたところ、シューズの足幅サイズという点で選択できる幅が少ないということも判明しました。今後については、靴メーカーや学用品を取り扱う販売店とも相談しつつ、学校生活を送る上で学校長や保護者、養護教諭からも意見を聴取して前へ進めたいと考えております。」と教育長が答弁しました。
	足立詔子議員から生活者支援について質問を受けました。
	「学校給食等の負担軽減支援は。」という質問を受けました。
	この質問に対し、「学校給食等の負担軽減支援といたしましては、先般、国で決定された「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受け、これ

<p>まで通りの栄養バランスや質・量を保った給食が安定的に提供できるように食材を確保するため、給食材料費の高騰分に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用するなど、保護者の負担軽減に向けた取り組みを検討しているところでございます。」と教育部長が答弁しました。</p>
<p>続いて「あま市では学校給食費の一部を公費負担しているのか？また、公費負担している場合、1年間の公費負担額はいくらか。」という質問を受けました。</p>
<p>この質問に対し、「本市では、学校給食1食あたり給食費のうち10円を公費負担しております。また、1年間の公費負担額は、約1,560万円となります。」と教育部長が答弁しました。</p>
<p>続いて「保護者負担軽減に臨時交付金の活用を検討しているようだが、その活用は保護者負担額を減らすためか、または、負担を増加させないためか。」という質問を受けました。</p>
<p>この質問に対し、「現時点では、臨時交付金を活用した対象事業を精査しているところであるため、確定した答弁はできません。保護者負担額の減額も視野に入れて検討しておりますが、永続的な交付金ではないため、次年度以降の公費負担財源や近隣自治体の状況を調査研究してまいりたいと考えております。」と教育部長が答弁しました。</p>
<p>続いて同議員からトレーニング室の質問を受けました。</p>
<p>「現在のトレーニング室の個人利用は、どのようになっているのか。」との質問を受けました。</p>
<p>この質問に対し、「トレーニング室の個人利用につきましては、あま市体育施設条例第5条により、利用者の範囲につきましては、市内に在住・在勤・又は在学する方で、中学生以上の方としております。また、利用料金につきましては、大人400円、学生及び60歳以上130円となります。」と教育部長が答弁しました。</p>
<p>続いて「条例第5条中にあるただし書き「教育委員会が認めた場合は、この限りではない。」と規定があるが、具体的にはどのような場合か。」との質問を受けました。</p>
<p>この質問に対し、「グラウンドや体育館アリーナ等において、予約・利用される団体（登録団体）が、市外の団体等と試合・練習で利用する場合、さらに市外小中学校の競技大会やトップスポーツチームが主催するスポーツイベント・大会の開催など、市内小中学生の健全育成、市民のスポーツへの興味・関心を高める、あるいは市のスポーツ振興に寄与すると認められる場合となります。」と教育部長が答弁しました。</p>
<p>続いて「市外からの利用者のために、施設利用料を設定し、利用の拡大を促進しては。」との質問を受けました。</p>
<p>この質問に対し、「行政サービスを維持するため、公共施設の利用率を高め、使用料収入を増やすことは重要です。その手法の1つとして現在の利用者の対象を拡大し、利用促進を図ることが考えられます。一方、利用者の範囲を拡大することは、利用率の高い施設においては、現在利用している市民の利用頻度の低下につながる懸念されます。また、現在、トレーニング室の利用につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けている状況にあり、利用者の範囲を積極的に拡</p>

	大する状況にないこともございます。そのため、当該施設の利用状況や市民ニーズ、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況、近隣自治体の状況等を踏まえ、施設の広域利用、利用拡大について、調査研究してまいりたいと考えております。」と教育部長が答弁しました。
	後藤幸正議員から第2次あま市総合計画基本目標について質問を受けました。
	「生涯学習やスポーツ活動に対し新たな取組は。」という質問を受けました。
	この質問に対し、「生涯学習活動としましては、令和3年度に「第1次あま市生涯学習推進計画」を策定しました。この計画に基づき、例えば、生涯学習課所管施設におけるパソコン・スマホ・タブレット相談室など時代のニーズにあった学習の提供やシルバーカレッジや各種講座など市民の誰もが、気軽に生涯学習活動に取り組むことができる環境を提供し、そこで培った知識や体験などを地域に還元していただけるような循環の構築に取り組んでまいります。スポーツ活動としましては、スポーツ教室等の拡大・充実、地域アスリートの応援イベント開催、指導者育成・派遣制度の構築等に、スポーツ関連団体と連携・協働して取り組んでまいります。また、地域の活性化やシティプロモーションの機会創出につながるよう、スポーツ大会やイベントの誘致・開催に取り組み、これらの取り組みを通して市とスポーツ関連団体が一体となり、本市のスポーツ関連施策が推進できるよう、あわせて取り組んでまいります。」と教育部長が答弁しました。
	続いて「シルバーカレッジについて、いろいろな世代間交流が出来る学びがあると思うが考えは。また今、本市のスポーツ施設では、公式スポーツ大会やイベントができる施設があるのでしょうか。また、この10年で更新する又は新設する計画はあるのか。」との質問を受けました。
	この質問に対し、「世代間交流としまして一例をあげますと、シルバーカレッジの卒業生がボランティア活動の一環として、小学校にてお手玉、けん玉やコマなどの昔あそびを体験する活動に参加し、交流をしております。教育委員会としましては、生涯学習活動における世代間交流は大きな学習効果をもたらすものと認識しておりますので、今後とも活動の場の提供を行ってまいります。そしてスポーツでは、競技内容、競技種目、集客数にもよりますが、既存施設を有効活用し、開催可能なスポーツ大会やイベントを誘致・開催してまいりたいと考えております。また、今後のスポーツ施設の更新・新設につきましては、公共施設再配置計画や財政状況を踏まえ、様々な公式スポーツ大会やイベントの誘致・開催が可能となるよう、その環境整備を進めてまいりたいと考えております。」と教育部長が答弁しました。
	横井敏夫議員からSDGsの概念(考え方)について質問を受けました。
	「SDGsとESDをどうとらえているか。」という質問を受けました。
	この質問に対し、「ESDは、2002年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための教育」と訳され、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できる

<p>よう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動で、持続可能な社会の創り手を育む教育と考えております。またESDは、SDGsの目標4「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」のターゲット4の7に位置付けられている一方、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであり、SDGsを達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものととらえております。本市におきましては、令和4年4月に策定しました、あま市教育立市プランにおいて、SDGsの理念を取り入れた新たなESDの視点に立った学習指導や教員研修の充実を図るとともに、各教科の授業や総合的な学習の時間の取組を通して、SDGsの視点を踏まえた学びに取り組むこととしております。」と教育部長が答弁しました。</p>
<p>続いて「あま市教育立市プランではSDGsの理念を取り入れた新たなESDの視点に立った学習指導や教員研修の充実を図るということですが、新たな視点に立った学習指導や教員研修とは具体的にどのようなことを言うのか。」との質問を受けました。</p>
<p>この質問に対し、「現段階で具体的な内容は決まっておりますが、総合的な学習や教科の学習の中でSDGsの取り組みに関する指導をしていくことや、各学校でのSDGsに対する取り組みを教員の間で共有したり、機会をとらえて講師を依頼してSDGsに関する研修を行うなど、今後学校と調整を図りながら進めてまいりたいと考えています。」と教育部長が答弁しました。</p>
<p>続いて「総合計画を見ていくと、SDGsを知っているかの問いに10代の若者は52.4%が知っているという回答している。他の世代は20%程度であるが、10代の認知度が高いこの結果をどう考えるか。」との質問を受けました。</p>
<p>この質問に対し、「10代の認知度が高いのは、学校での取り組み結果が反映しているものと推察されます。」と教育部長が答弁しました。</p>
<p>同じく、この質問に対し、「SDGsの本質を知っているというよりは、SDGsという言葉のみを知っていると誤認して回答していることも考えられます。」と教育長が答弁しました。</p>
<p>続いて同議員からSDGsを進めるについての質問を受けました。</p>
<p>「幼児教育、学校教育等での取り組みはどうするのか。」という質問を受けました。</p>
<p>この質問に対し、「SDGsを推進する上での学校教育の取組につきましては、2017年3月公示の学習指導要領の前文及び総則において「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、本市の各学校におきましてもそれぞれが特色を持った取り組みを実践しております。小学校での主な取り組みとしましては、目標2「飢餓をゼロに」に関して、地域の農業委員や保護者と一緒に農業体験を行ったり、目標13「気候変動に具体的な対策を」に関して、4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）についての学習を行っております。また、中学校での主な取り組みとしましては、目標14「海の豊かさを守ろう」に関して、修学旅行で石川県の千里浜海岸の砂浜再生プロジェクトに参加するなど、SDG</p>

	s と関連した体験学習を行っております。」と教育部長が答弁しました。
	続いて「学校教育においてSDG s の仕組みや理念を学ぶ機会はあるのか？」との質問を受けました。
	この質問に対し、「SDG s に関連する体験学習や学びの場において、その学びがSDG s のどの目標につながりどういった効果があるのか、どのような関連付けはそれぞれの学校で行っています。SDG s の歴史や理念などについて個別の単元を設けて学習する機会を作ってはおりませんが、今後各教科の指導の中でも、SDG s について深く学べるよう啓発を進めてまいりたいと思います。」と教育部長が答弁しました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
教 育 長	議案第29号、議案第30号、議案第31号及びその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人0人)
【次回予定】	・令和4年8月17日(金)午後2時 定例会 (美和公民館 2階 会議室)
	【閉会時刻：午後3時15分】

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年8月17日

教 育 長 松 永 裕 和

教 育 長 者
職 務 代 理 者 溝 口 正 己

委 員 堀 江 徹 二 郎

委 員 小 笠 原 英 司

委 員

世野員欠席

委 員 吉 川 裕 子

事 務 局 鎌 倉 崇 志